



資 循 第 1 6 号
平成 2 0 年 4 月 9 日

社団法人千葉県建設業協会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

平成 2 0 年度産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）多量排出事業場処理計画
の作成及び平成 1 9 年度計画の実施状況報告書の提出について（依頼）

本県の産業廃棄物対策につきましては、日ごろから御協力をいただきありがとうございます。
でございます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 7 項及び第 8 項、並びに
第 1 2 条の 2 第 8 項及び第 9 項の規定により、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）
を多量に排出する事業場については、処理計画等の策定及び実施状況の報告が義務
付けられています。

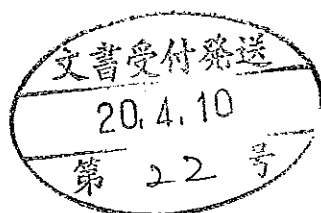
つきましては、下記の要件に当てはまる排出事業所については、「産業廃棄物
（特別管理産業廃棄物）多量排出事業場処理計画作成及びその縦覧等に関する指
針」に基づき、処理計画書及び処理計画実施状況報告書を作成し、6 月 3 0 日まで
に事業所管轄の県民センター（地域環境保全課・事務所）へ提出いただきますよう、
貴会員（組合員）への周知方お願いいたします。

なお、千葉市、船橋市及び柏市に排出事業所がある場合には、それぞれの市役所
への提出となりますので、ご留意ください。

記

- 1 多量排出事業場
前年度の産業廃棄物の排出量が 1, 0 0 0 トン以上の事業場
- 2 特管多量排出事業場
前年度の特別管理産業廃棄物の排出量が 5 0 トン以上の事業場
- 3 建設業にあっては、千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県内の全ての元請建設
現場での産業廃棄物の発生量が 1, 0 0 0 トン以上であるか又は特別管理産業
廃棄物の 発生量が 5 0 トン以上の営業所等。
- 4 「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）多量排出事業場処理計画作成及びその縦
覧等に関する指針」及び報告様式、記載例等は千葉県庁資源循環推進課のホー
ムページにありますので御確認ください。

(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_ichihai/jigyousya/taryou/keikaku.html)



問合せ先
環境生活部資源循環推進課事業推進室
電話 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 5 6
FAX 0 4 3 - 2 2 1 - 3 9 7 0